

愛媛県で創業される方への「補助金」

未定稿

〔愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金〕

○補助対象事業

地域課題を地域に潜在する**資源**を活用して解決するビジネス

「地域課題」を

〔以下は、あくまでも例示です。これにこだわる必要はありません〕

- 〔例〕 ○街づくり・観光・農業体験等の分野で地域活性化のための
人づくり・仕組みづくりに取り組む
○子育て支援・高齢者対策等の地域住民が抱える課題に取り組む
○環境・健康・就労等の分野で社会の仕組みづくりに貢献する
○社会起業家の育成、創業・経営の支援に取り組む

※「ソーシャルビジネス55選」(経済産業省)から



「地域に潜在する資源」を活用して解決

〔例〕 製造技術、農林水産物、特産物、文化財、自然の風景 などなど

○補助対象者〔詳細は裏面〕

公募開始から事業完了日まで、次のことをされる方

個人の方：「個人事業の開業届出」または「法人の設立」

事業者の方：既存事業と異なる新たな事業の
「個人事業の開業届出」または「法人の設立」

○補助の対象期間

交付決定日(7月頃)～令和3年2月上旬頃〔応募者が設定〕

※補助事業の完了後、令和3年2月末までに実績を報告することが必要

○応募期間【予定】

令和2年4月10日(金)～6月1日(月)

補助対象経費

人件費・店舗等借料・
設備費・原材料費・借料・
知的財産権等関連経費・
謝金・旅費・
外注費・委託費・
マーケティング調査費・広報費

〔詳細は裏面〕

補助率 補助限度額

補助率
補助対象経費の1/2以内

補助限度額
1件あたり200万円



公益財団法人えひめ産業振興財団

補助対象者

(1) 愛媛県において、**本事業の公募開始以降から事業完了日まで**に個人事業の**開業届出**若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等(大企業及びみなし大企業は除く。)の**設立**を行い、その**代表者となる者**であること。

なお、**本事業の公募開始日より前に既に設立**されている法人の代表者、あるいは開業届出がなされている個人事業主においては、**既存事業とは異なる新たな事業を行う法人の設立**、あるいは新たに個人として**開業届出**を行い、その**代表者となる者**とする。

(2) 県内に居住している者、又は、事業期間完了日まで県内に居住することを予定している者であること。

(3) 法令順守上の問題を抱えていない者であること。

(4) 対象者及び設立される法人の役員は、暴力団等の反社会的勢力でない者、反社会的勢力との関係を有しない者又は反社会的勢力からの資金提供を受けていない者であること。

補助対象経費

(1) **人件費**:当該事業に直接従事する従業員に対して支払われる給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。

(2) **店舗等借料**:事業に必要な恒常的に使用する事務所、店舗、工場等に係る土地及び建物を借用する場合に支払われる経費。ただし、敷金、礼金等を除く。

(3) **設備費**:

① 当該事業の用に直接供する設備、機械、備品、構築物等の購入、製作、借用、改良又は修繕に要する経費。ただし、他の用途に容易に転用できるものの購入、借用等は除く。

「構築物」は、当該事業に際し必要不可欠で、助成の対象として適切なプレハブ等の簡易なものに限る。自動車の購入、借用にあたっては、事前に財団と十分協議すること。

② 当該事業の用に直接供する設備、機械、備品、構築物等を外注により、製作、改良又は修繕させた場合、これに要する経費。

(4) **原材料費**:当該事業における商品開発又は商品改良を行うにあたり使用する原料、材料、副資材等の購入に要する経費。

(5) **借料**:事業を行うために必要な機械等のリース・レンタルに要する経費。

(6) **知的財産権等関連経費**:本事業において生じた発明などの知的財産を登録する場合に要する経費。

(7) **謝金**:事業における技術的指導やマネジメント等に要する経営コンサルタント、中小企業診断士、弁理士、税理士、公認会計士、技術者等に支払われる経費。

(8) **旅費**:事業実施にあたり必要な打ち合わせ、市場調査等に係る経費。

(9) **外注費**:補助対象者が直接実施することができないもの、または、適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費。

(10) **委託費**:市場調査、市場開拓を外部に委託する場合に支払われる経費。

(11) **マーケティング調査費**:

① 会社や製品・サービスに係る市場調査、市場開拓に要する経費。

② 見本市、展示会等に参加する際に主催者に支払われる出展料、参加費、運送費など参加に要する経費。

(12) **広報費**:会社、商品等のパンフレット、DVD等作成費、新聞雑誌等広告費、及び見本市等の会場で行う宣伝活動に係る経費。

お問合せ・申込先

〒791-1101 松山市久米窪田町337-1

(公財)えひめ産業振興財団 産業振興部 産業振興課

TEL 089-960-1116